

一般社団法人地盤品質判定士会と 「宅地防災等に関する協定」を締結します

この度、本市は、専門家と共に土地所有者の皆さまをサポートする体制づくりを行い、災害に強い安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的に、一般社団法人地盤品質判定士会と宅地防災等に関する協定を締結しますので、お知らせします。

なお、協定の締結に当たり、次のとおり協定締結式を行います。

1 協定締結式

(1) 日時

令和3年11月2日（火）午後2時10分から

(2) 場所

相模原市役所 本庁舎本館2階 第1特別会議室

(3) 出席者

- ア 一般社団法人地盤品質判定士会 理事長 北詰 昌樹 氏
- イ 相模原市長 本村 賢太郎

2 協定における協力事項

(1) 予防対策

- ア 市民向けの宅地地盤の相談に関すること
- イ 宅地防災に関する普及啓発に関すること

(2) 復旧対策

- ア 災害発生時における宅地地盤の相談に関すること
- イ 災害発生時における宅地地盤の復旧に関すること

(3) その他、両者合意の上、本協定の目的達成に必要と認めること

3 地盤品質判定士と地盤品質判定士会の概要

地盤品質判定士の資格制度は、東日本大震災を契機に宅地における地盤災害の防止や軽減に貢献することを目的として平成25年に制定され、国土交通省で認定・登録された資格です。

地盤品質判定士会は、住宅及び宅地の防災及び国民の安全に貢献するため、会員の技術の研鑽とモラルの向上ならびに社会への啓発を図ることを目的に平成27年に設立されました。また、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害対応について各地方自

治体等との連携を深めるため、令和2年4月に一般社団法人となりました。なお、本協定の窓口となる神奈川支部の構成員数は、令和3年4月1日現在63名です。

4 その他

協定締結式の開催に当たっては、会場の消毒や換気を行うなど、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を徹底します。

問合せ先

都市建設局まちづくり推進部開発調整課

電話 042-769-8251 (直通)